

春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置された民間保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）が実施する1・2歳児保育、特別支援保育等の子ども・子育て支援事業に対し、予算の範囲内で子ども・子育て支援委託費（以下「委託費」という。）を支払うこととし、その支払いに関して必要な事項を定めるものとする。

(委託事業者)

第2条 市長は、1・2歳児保育、特別支援保育等の子ども・子育て支援事業を実施する市内の保育所等を経営する者（以下「委託事業者」という。）に対し、委託費を支払うものとする。

(対象事業)

第3条 この要綱において、子ども・子育て支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 1・2歳児保育事業
- (2) 特別支援保育事業
- (3) 特別支援児受入事業
- (4) 地域活動事業
- (5) 地域子育て支援センター事業
- (6) 保育体制強化事業
- (7) 保育補助者雇上強化事業

(1・2歳児保育事業)

第4条 前条第1号の1・2歳児保育事業は、3歳未満児の入所割合が、当該保育所等における入所児童の5%以上に達している保育所等を対象とする。

2 前項の事業を行う保育所等は、愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱に定める設

備及び職員の数を充足していなければならない。

(特別支援保育事業)

第5条 第3条第2号の特別支援保育事業は、特別支援児に対して保育の実施を行う春日井市特別支援保育の実施に関する要綱第3条に基づき定められた保育所等で、特別支援保育について、知識、経験等を有する保育士が加配されており、また特別支援児の特性に応じ、便所、遊具等が整備されている保育所等を対象とする。

2 前項の特別支援児は、別表第1の特別支援保育実施基準に基づき、審査会において判定された3歳以上の心身に中軽度の障がいをもつ児童であつて、保育所等において保育が可能であり、かつ保育所等における保育が児童の心身の発達に有効と認められるものとする。

(特別支援児受入事業)

第6条 第3条第3号の特別支援児受入事業は、別表第2の特別支援児童受入事業実施基準に基づき、前条第2項に規定する特別支援児を除く特別な支援を必要とする児童2人以上を保育する保育所等を対象とする。

2 前項の特別な支援を必要とする児童は、保育における集団活動に参加することが可能で、次のいずれかに該当する児童であること。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象となる児童（同法第6条の規定により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている児童
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- (5) (1)から(4)までに掲げる児童と同程度の障害を有する者として医療機関、児童相談所等の公的機関が認める児童

(地域活動事業)

第7条 第3条第4号の地域活動事業は、次の各号に掲げる事業のいずれかを実施する保育所等を対象とする。

- (1) 特別支援保育推進事業
- (2) 夜間保育推進事業
- (3) 世代間交流等事業
- (4) 地域における異年齢児交流事業
- (5) 地域の子育て家庭への育児講座
- (6) 保育所等退所児童との交流
- (7) 小学校低学年児童の受入れ
- (8) 地域の特性に応じた保育需要への対応
- (9) 家庭的保育を行う者と保育所等と連携を行う事業
- (10) 保育所等体験特別事業
- (11) 子育て・仕事両立支援事業
- (12) 保育所等分園推進事業

(地域子育て支援センター事業)

第8条 第3条第5号の地域子育て支援センター事業は、次の各号に掲げる事業のいずれかを実施する保育所等のうち、市長の指定した保育所等を対象とする。

- (1) 育児不安等についての相談指導
- (2) 子育てサークル等の育成及び支援
- (3) 子ども・子育て支援事業の積極的实施
- (4) ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等

2 前項の事業を行う保育所等は、地域子育て支援拠点事業実施要綱に定める基準を満たさなければならない。

(保育体制強化事業)

第9条 第3条第6号の保育体制強化事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当し、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに

に、特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図る保育所等（第 2 号の事業にあつては、保育所等、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項により設置された小規模保育事業所（以下「小規模保育事業所」という。）及び認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 3 項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの）を対象とする。

(1) 保育支援者の配置 平成 26 年 4 月 1 日以降新たに配置された、保育士資格を有しない者であつて、保育に係る次の周辺業務を行う保育支援者を配置するもの

ア 保育施設、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

イ 給食の配膳・後片付け

ウ 寝具の用意・後片付け

エ 児童の園外活動時の見守り等

オ アからエまでに掲げるもののほか、保育士の負担軽減に資する業務

(2) スポット支援員の配置 安全な保育体制を強化するため、平成 26 年 4 月 1 日以降新たに配置された者であつて、登園時の繁忙な時間帯又はプール活動時等、特に必要な時間帯に見守り又は児童の所在確認等を行うスポット支援者を配置するもの。ただし、スポット支援員を前号の保育支援者と合わせて配置する場合は、前号で配置した保育支援者とは別に加配するものとする。

2 前項の事業を行う保育所等は、国が規定する保育体制強化事業実施要綱に定める基準を満たさなければならない。

（保育補助者雇上強化事業）

第 10 条 第 3 条第 7 号の保育補助者雇上強化事業は、次の要件をいずれも満たす者を保育補助者として雇上げ、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る保育所等及び小規模保育事業所を対象とする。

(1) 保育士資格を有していない者

(2) 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者

2 前項の事業を行う保育所等は、国が規定する保育補助者雇上強化事業実施要綱に定める基準を満たさなければならない。

(委託費等)

第 11 条 委託費の額及び当該委託費の使途については、別表第 3 に定めるところによる。

(事業内容の変更等)

第 12 条 委託事業者が、子ども・子育て支援事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委託費の請求)

第 13 条 委託費の支払いを受けようとする者は、別に定める期日までに子ども・子育て支援事業委託費請求書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(委託費の決定)

第 14 条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、委託費の支払いの決定をするものとする。

(委託費の支払)

第 15 条 委託費は、委託事業者の請求に基づき支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより支払いすることができる。

(実績報告書の提出)

第 16 条 委託事業者は、毎年 3 月末日までに実績報告書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

(委託費決定の取消し又は委託費の返還)

第 17 条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託費の支払いの決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に支払いをした委託費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は委託費の目的若しくは決定の内容等に違反したとき。
- (2) 子ども・子育て支援事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき。

(検査等)

第 18 条 市長は、委託事業者に対して子ども・子育て支援事業に関し必要な指示をし、

報告を求め、又は検査することができる。

(帳簿等の備付け)

第 19 条 委託事業者は、子ども・子育て支援事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 15 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 3 月 8 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 12 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 11 月 7 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 1 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 3 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 2 月 28 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 11 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 9 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 4 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 5 日から施行し、改正後の春日井市特別保育事業実施要綱の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 3 月 3 日から施行し、改正後の春日井市特別保育事業実施要綱の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 3 日から施行し、改正後の春日井市特別保育事業実施要綱の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 28 日から施行し、改正後の春日井市特別保育事業実施要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市特別保育事業実施委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市特別保育事業実施委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市特別保育事業実施委託要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱の規定は令和 4 年 4 月 1 日以後に同要綱第 13 条の規定による請求のあった委託費について適用し、同日前に請求のあった委託費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 9 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

特別支援保育実施基準

事 項	内 容
対象児童	1 保育が必要な特別支援児で集団保育になじむもの 2 中軽度の特別支援児で日々通所できるもの 3 3歳以上で心身の成長発達に有効と認められるもの
対象施設	1 入所人員は、特別支援児と特別な支援を必要としない児童との集団保育が適切に実施できる範囲内とする。 2 特別支援児の保育について知識、経験等を有する保育士が特別支援児3人に対して、1名以上加配されていること。
その他	1 特別支援児の特性に応じ、便所、遊具等の整備された保育所等に入所させるよう配慮すること。 2 特別支援児の保育は、原則として特別な支援を必要としない児童との混合により行うこととし、この場合事故防止等の安全確保に十分留意すること。 3 入所措置については、原則として児童相談所等に障がい程度の判定を求め、関係機関等を含めた審査会において検討のうえ措置決定をすること。

別表第2（第6条関係）

特別支援児受入実施基準

事 項	内 容
職員配置	1 対象児童の保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者（以下「資格者」という。）を配置していること。 （療育支援加算又は障害児保育加算の適用を受けるために配置すべき職員数は除く。） 2 対象児童の教育・保育について知識、経験等を有する資格者が、対象児童3人に対して1名以上加配されていること。
その他	対象児童の教育・保育は、原則として特別な支援を必要としない児童との混合により行うこととし、事故防止等の安全確保に十分留意すること。

別表第 3（第11条関係）

	事業内容	委託費の額	使 途 等
1・2歳児保育事業	1・2歳児保育を実施する保育所等における1・2歳児保育事業	各月初日在籍 1歳児数×11,140円 2歳児数×2,300円	(1) 使途は、1・2歳児保育事業に従事する保育士の配置に要する人件費（本俸、賃金、諸手当及び社会保険負担金をいう。以下同じ。）とする。 (2) 1歳児とは、保育の実施がとられた日の属する月の初日において2歳になっていない児童であって、その児童が当該年度の途中で2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとする。 2歳児についても、同様の取り扱いとする。
特別支援保育事業	別表第1の特別支援保育実施基準に適合する保育所等における特別支援児保育事業	各月初日在籍特別支援児数×75,720円	使途は、特別支援保育事業に従事する保育士の配置に要する人件費とする。
特別支援児受入事業	別表第2の特別支援児受入事業実施基準に適合する保育所等における特別支援児受入事業	各月初日在籍対象児数×75,720円	使途は、特別支援児受入事業に従事する保育士の配置に要する人件費とする。

地域活動事業	特別支援保育事業を一定規模を超えて行う保育所等及び特別の保育科目を設定して保育を行う助成を行い、推進を図るとともに入所児童の処遇の充実と地域における福祉活動の推進を図る。 (1) 特別支援保育推進事業 特別な支援を必要とする児童を含め障がい児を4人以上受け入れている保育所等について事業の一層の充実を図る。 (2) 夜間保育推進事業 夜間保育を行っている保育所等について事業の一層の推進を図る。 (3) 世代間交流等事業 老人福祉事業・介護保険施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作等を通じて世代間のふれあい活動を行う。 (4) 地域における異年齢児交流事業 保育所等入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。 (5) 地域の子育て家庭への育児講座 保育所等入所児童の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者等に対して、育児講座を開催する。 (6) 保育所等退所児童との交流 保育所等を退所した児童を保育所等に招き、社会性を養う観点から交流事業を行う。 (7) 小学校低学年児童の受入れ 保育所等退所後おおむね1年程度までの児童等を一時的保育事業の場を活用して5名程度受入	次の(1)から(12)までの合計額 (1) 年額 500,000 円 (2) 年額 1,500,000 円 (3)から(6)まで、(8)、(9)及び(11) 年額 250,000 円 ただし、1 保育所等あたり 1,000,000 円 ((2)を含む場合は、2,000,000 円) を限度とする。 (7)及び(10) 年額 1,000,000 円 (12) 初度設備分 1,000,000 円及び経常分年額 1,200,000 円	使途は、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費又は備品購入費とする。
--------	--	--	---

	れ、当該児童の情緒の安定、安全の確保等を図る。 (8) 地域の特性に応じた保育需要への対応 地域の保育需要に対応するため、地域の実状に応じた活動をしている保育所等について市長が特に必要と認めたもの。 (9) 家庭的保育を行う者と保育所等と連携を行う事業 家庭的保育を行う保育者の相談指導や巡回指導を行うとともに、保育者が預かる児童を保育所等行事に参加させたり、体験集団保育を行う。 (10) 保育所等体験特別事業 適切な保育を必要としている親子等に保育所等を開放し、保育所等入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方について相談助言等を受けられるようにする。 (11) 子育て・仕事両立支援事業 保育所等において、各種の子育てと仕事の両立を支援する事業の情報提供を行うとともに必要に応じて講師を招いた講習会等を行う。 (12) 保育所等分園推進事業 保育所等分園について事業の一層の推進を図るため、分園の事業の開始による設備費及び分園の運営に係る特別な経費を補助する。		
--	---	--	--

地域子育て支援センター事業	(1) 育児不安等についての相談指導 地域の子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。）の保護者や児童等に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、援助の調整を行う。 (2) 子育てサークル等の育成・支援 子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行う。 (3) 特別保育事業の積極的実施 地域の保育ニーズに応じた特別保育事業を地域内の保育所等と連携を図り積極的に行う。	1 か所 8,224,800 円以内 ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び、事業の廃止又は中止が年度の途中となる場合は、次の算式で得た額以内とする。 685,400 円×対象月数	使途は、地域子育て支援センター事業に従事する指導者及び担当者の配置に要する人件費、及び同事業に要する需要費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費又は備品購入費とする。
保育体制強化事業	保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図る。 (1) 保育支援者の配置 (2) スポット支援員の配置	(1) 保育支援者の配置 1 か所 月額 100,000 円 (2) スポット支援員の配置 1 か所 月額 45,000 円	使途は、保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。
保育補助者雇上強化事業	次の要件をいずれも満たす者を保育補助者として雇上げ、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。 (1) 保育士資格を有していない者 (2) 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者	(1) 定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 3,117,000 円 (2) 定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 6,234,000 円	使途は、保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。

第1号様式（第13条関係）（その1）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度1・2歳児保育事業実施委託費請求書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 対象分各月初日在籍措置人員の内訳

年齢内訳	月	月	月	人員計	単 価	金 額
1 歳 児	人	人	人	人	円	円
2 歳 児	人	人	人	人	円	円
計	人	人	人	人	——	円

(その2)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度特別支援保育事業実施委託費請求書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、
次のとおり請求します。

1 請求金額 円

特別支援児数 A	入所延人数 B	月額単価 C	委託費 $B \times C = D$
人	人	円	円

委託費 D	概算払い割合 E	今回請求金額 $D \times E$
円		円

2 添付書類 特別支援児名簿

(その3)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度特別支援保育事業実施委託費請求書（精算）

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

特別支援児数 A	入所延人数 B	月額単価 C	委託費 $B \times C = D$
人	人	円	円

委 託 費 D	既支出済額 E	今回請求額 $D - E$
円	円	円

2 添付書類 特別支援児名簿

(その4)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度特別支援児受入事業実施委託費請求書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

対象児数 A	入所延人数 B	月額単価 C	委託費 $B \times C = D$
人	人	円	円

委託費 D	概算払い割合 E	今回請求金額 $D \times E$
円		円

2 添付書類 対象児名簿

(その5)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度特別支援児受入事業実施委託費請求書（精算）

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

対象児数 A	入所延人数 B	月額単価 C	委託費 $B \times C = D$
人	人	円	円

委 託 費 D	既支出済額 E	今回請求額 $D - E$
円	円	円

2 添付書類 対象児名簿

(その6)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度地域活動事業実施委託費請求書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、
次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 実施事業名
- 3 添付書類 保育所等地域活動事業実績調書

(その7)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度地域子育て支援センター事業実施委託費請求書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、
次のとおり請求します。

1 請求金額 円

対象経費の支出予定額 A	委託基準額 B	AとBを比較して低い額（委託費） C
円	円	円

委 託 費 C	概算払い割合 D	今回請求金額 $C \times D$
円		円

2 添付書類 地域子育て支援センター事業実施計画書
対象経費の支出予定額明細書

(その8)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度地域子育て支援センター事業実施委託費請求書（精算）

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

対象経費の支出済額 A	委託基準額 B	AとBを比較して低い額（委託費） C
円	円	円

委 託 費 C	既支出済額 D	今回請求額 C－D
円	円	円

2 添付書類 地域子育て支援センター事業実施計画書
対象経費の支出額明細書

(その9)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度保育体制強化事業実施委託費請求書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

対象経費の支出予定額 A	委託基準額 B	AとBを比較して低い額（委託費） C
円	円	円

2 添付書類 対象経費の支出予定額明細書

(その10)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度保育補助者雇上強化事業実施委託費請求書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

対象経費の支出予定額 A	委託基準額 B	AとBを比較して低い額（委託費） C
円	円	円

2 添付書類 対象経費の支出予定額明細書

第2号様式（第16条関係）（その1）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度1・2歳児保育事業実施委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第16条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 添付書類

（1） 年度1・2歳児保育事業実績調書

（2） 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書

(その2)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度特別支援保育事業実施委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第16条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

特別支援児数	入所延人数	月 額 単 価	委 託 費
人	人	円	円

2 添付書類

(1) 年度特別支援保育実施状況調書

(2) 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書

(その3)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度特別支援児受入事業実施委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第16条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

対象児数	入所延人数	月額単価	委託費
人	人	円	円

2 添付書類

(1) 年度特別支援児受入事業実施状況調書

(2) 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書

(その4)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度地域活動事業委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第16条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 実施事業名

3 添付書類

(1) 年度保育所等地域活動事業実績調書

(2) 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書

(その5)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度地域子育て支援センター事業委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第16条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 添付書類

(1) 年度地域子育て支援センター実績調書

(2) 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書

(その6)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度保育体制強化事業委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第16条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 添付書類

(1) 年度保育体制強化事業実績調書

(2) 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書

(その7)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度保育補助者雇上強化事業委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第16条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 添付書類

(1) 年度保育補助者雇上強化事業実績調書

(2) 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書